

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23720436

研究課題名(和文) 学術資料 / 文化遺産の所有とその活用についてのアラスカ先住民との共同実践研究

研究課題名(英文) A study on collaborative management of historical ethnographic data/ cultural heritage

研究代表者

久保田 亮 (Kubota, Ryo)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：80466515

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1970年代から1980年代にかけてアラスカ先住民村落で採録された音声資料の公的利用に向けた検討を行った。その結果、資料の公的利用の実現には至らなかったが、音声資料が州沿岸地域における芸能研究を進める上で学術的に高い価値を帯びたものであると同時に、先住民の文化的独自性を象徴する遺産、祖先とのつながりを再確認するための装置としての価値が認められることはわかった。また、アラスカ先住民社会における人と芸能のむすびつきは、たとえば超自然的存在による創作物を受け止める存在が作者であるという捉え方や、創作活動の協働性が認められることがわかり、単純に作者と作品の関係に還元できないことがわかった。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the audio data that was collected in several native communities in Alaska between 1970s and 1980s, and discusses issues that are needed to deal with before opening it to the public as well as its quality and characteristics. Based on the analysis of the data and other ethnographic materials derived from field study, it becomes clear that the data is very important and valuable as scientific data to study the historical dynamics of native performing arts in the area, and that the data is important and valuable as cultural heritage for natives to claim their cultural uniqueness to the mainstream society as well as to reconfirm the relationship with their ancestors. Also the ethnographic data indicates that the relationship between people and performing arts cannot be irreducible to the relationship between the author and the work because some people describe that supernatural being creates their performing arts.

研究分野：文化人類学

キーワード：文化人類学 研究資料 音声 文化遺産 歌 伝統芸能 アラスカ

1. 研究開始当初の背景

1960年代以降、「学術」目的ならびに転売目的で先住民社会から不公正なやり方で収奪された物質文化、ないしは研究資料に対する先住民からの返還請求が行われている。そして、こうした先住民の訴えに応えて、返還請求の正当性を認める法律の制定や、それに基づく先住民社会への遺物の返還が、アメリカ合衆国において進んでいる (Fine-Dare 2002)。

先住民による文化の所有の主張は、何も有形物に限られたものではない。先住民は、動植物の生態やその利用に関わる民俗知、言語、規範、ものづくりの技、そして芸能といったものも「我々のもの」と定位し、「伝統知の担い手」としての自身の地位の保障を求めている (Brown 1998)。

こうした状況下において、先住民の「伝統知」をいかなる形式で保護しようのかということについて、法学、人類学、音楽学の領域で議論が行われている。その中では、西欧型の知的財産制度の枠組みは、先住民の伝統知の保護にそぐわないといった指摘がある (Howell and Ripley 2009)。

2. 研究の目的

本研究は、日本国内に保存されているアラスカ先住民の音声資料ないしはアラスカ先住民の文化遺産、を活用できる体制を構築することを目的とした。対象とした資料は1970年代後半から1980年代にかけて、日本の民族音楽学者である故谷本一之氏が収集したものである。

谷本氏が採録した音声資料はアラスカ先住民を対象としたものだけではなく、北方先住諸民族の奏でる「音の文化」に関心を寄せていた谷本氏は、アメリカ合衆国アラスカ州だけでなく、カナダ、ロシア極北地域の先住民村落での現地調査も実施している。

だが本研究においてはアラスカ州で収集された資料に研究対象を限定した。

本研究を実施するにあたり、中心的な課題は以下の3点に集約できる。

(1) 音声資料ならびにそれに関連する資料を整理することで、本研究が対象とする資料がいかなる「価値」を帯びているのか、という点を明らかにする。

(2) 現代先住民社会において、歌や踊りと人々がいかなる形で結びついているのかということについて、アラスカ先住民についての民族誌的資料の渉猟、ならびにフィールドワークで収集した一次資料に基づき、明らかにする。

(3) 音声資料の管理および利用について、関係者との間で議論を進め、資料の公的利用に向けた道筋を固める。

3. 研究の方法

本研究はアラスカ州内で実施した現地調査と、文献調査を併用して実施した。

現地調査はアラスカ州南西部の一先住民村落 (以下 A 村とする) アラスカ州フェアバンクス市、アラスカ州アンカレジ市、そして北海道函館市で実施した。

A 村は、先住民が全人口の95パーセントを占める。村民はチュピックを自称とする。同地での調査は、2013年に実施した。加えて、同村住民3人が2013年に「はこだて民俗芸術祭」に招待された際には、彼らに帯同し、踊りや歌についての民族誌的情報を収集した。さらに過去に研究代表者が同村で実施して得た資料も、適宜研究資料として用いた。

アラスカ州アンカレジ市、同州フェアバンクス市では、アラスカ州をフィールドに活躍する映像作家、人類学者、アーカイビストにインタビューを実施し、先住民文化の管理・保存の現状についての情報を得た。

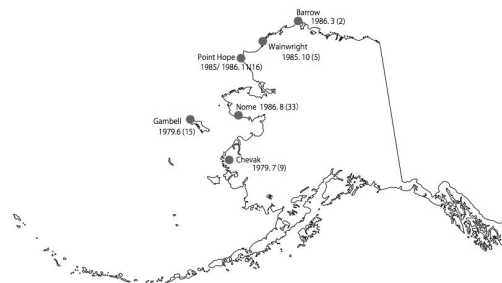
文献調査では、アラスカ先住民はもちろんのこと、知的所有権といったキーワードを手掛かりに、民族誌学的研究を渉猟した。またインターネットを通して、新聞記事、公文書などの収集も行った。

4. 研究成果

(1) 資料の価値

学術的価値

本研究で取り扱う資料は、アラスカ州内の6つの先住民コミュニティに由来するものだった (下地図参照)。



1979年に2つのコミュニティに由来する音声資料が、1986年に4つのコミュニティに由来する音声資料が、それぞれ採録されている。

音声資料の大部分には、エスキモー・ダンス (ないしドラムダンス) の歌が録音されている。また歌に関する谷本氏と歌い手との質疑応答もあわせて録音されている。保存状態は良好で、音のかすれや録音媒体の不具合などは認められなかった。

イヌイット芸能に関する研究史に位置付けた場合、この音声資料はアラスカ州沿岸地域における芸能研究初期の段階のものといえる。グリーンランドやカナダ東部地域においては、20世紀初頭にはすでに採譜や録音が行われていたが、アラスカ州沿岸地域では1970年代に至るまで、そうした資料収集が行われていなかったのである (谷本 1994)。

そのため本研究が対象とする音声資料の学術的価値は非常に高いと言える。アラスカ州沿岸地域における芸能活動の地域的多様

性のみならず、現代の芸能活動との通時的比較を可能とする資料として位置付けられるためである。

遺産的価値

アラスカ先住民芸能、とりわけエスキモー・ダンスは、キリスト教布教の妨げになるとして宣教師から弾圧を受けた歴史がある。しかし先住民運動が活発化するなかで、ダンスは先住民文化伝統と、その継承者としての現代アラスカ先住民の独自性を象徴する実践として再活性化して、今日に至る (Fienup-Riordan 1996)。

アラスカ州南西部の村落住民は、エスキモー・ダンスを創作するに十分な、民族言語をはじめとした伝統知を今日も維持している。そのため彼らの芸能活動は、先祖が創作した曲にのみ依存したものではない。

しかしながら 1970 年代に活躍した村の古老達が創作した曲は、非常に高い価値を帯びたものとして、村落住民は捉えている。それは、曲それ自体が現代の曲に比べて非常に複雑であるという点、個々の歌唱力が優れているだけでなく、ハーモニーが素晴らしいという点といった、パフォーマンスの卓越性に価値を見出す場合と、「自分の祖父が歌っているから」といった、歴史的過去を生きた人々との情緒的つながりを通して価値を見出す場合とがあった。

(2) 人と芸能のむすびつき

調査地住民や博物館関係者へのインタビューを通して、アラスカ先住民コミュニティにおける人と芸能との結びつきは、作者と作品という単純な関係だけでは捉えきれないことがわかった。

作者と作品の関係

調査村落に暮らす著名な作曲家である B 氏によると、作曲とは個人の意志や創意工夫の産物ではない。造物主 (the Creator) があらゆる歌を創造しており、作曲とは、造物主の創造した歌に「出会う」ことで成し遂げられるという。

また歌にあわせる踊りの振り付けは、複数人により協働で創作されることが珍しくない。また曲にあわせる踊りの振り付けが、意図的に変更されたり、偶発的に変化したりすることもしばしばである。その意味でも、1対1の固定的な関係として作者と作品の関係を想定することは極めて難しい。

演者と作品の関係

調査村落住民の中には、「私たちの歌」というものを意識している人々がいる。A 村では、年齢ないし学年ごとにそれぞれ別々のエスキモー・ダンス演目の練習を行い、それを村祭などで披露する。そうした自分と同年齢ないし同学年の住民たちと共に踊った演目を「私たちの歌」と呼び、強い愛着を示している。

特定の曲を「私たちの歌」と呼ぶ住民の中には、その曲やそれに伴うダンスの創作に関与

している者ばかりではない。しかし愛着を持って曲を語る彼らを「担い手」から除外することはできない。

演者とその縁者の関係

音声資料で演目を披露している方々の大部分はすでに亡くなっているため、演者から直接音声資料の使用許可を得ることはできない。

アメリカ合衆国の場合、公文書館等に保管されているインタビュー記録のうち、同意書への記入手続きが制度化される以前に実施されたものの利用については、本人が死亡している場合、家族がその可否を決定することが一般的である。しかし一旦許可が得られたとしても、後年他の家族メンバーから利用制限の申し立てが行われることもあるという。

本研究が対象とする音声資料の利用に際しても、演者の家族からの同意を得ることなしに公的利用をすることはできない、と述べる住民がいた。同様のロジックとして、音声資料に記録されている歌の利用については、演者の子孫であれば自由に用いて差し支えない、と述べる住民もいた。

しかしその一方で、歌は特定の個人の所有物であるという見方は適切ではないため、コミュニティにおけるエスキモー・ダンスのリーダーの許可があればそれで十分である、と述べる住民もいた。

(3) 音声資料の公的利用に向けて

音声資料の公的利用に向けての議論・交渉については、音声資料採録地である 6 先住民村落の全てで実施する予定だったが、国立民族学博物館が谷本氏の研究資料を将来的に受け入れることを決定したことなどを受けて、先行事例として実施していた A 村との交渉を含め、最後まで実施することはできなかった。

A 村の伝統評議会に対しては、チュピックの文化伝統を記録した資料が日本にあることを伝えるとともに、本研究の目的について説明した。また村学校が管理・運営する FM ラジオ局を訪問し、音声資料のコピーを保存してもらえるように要請した。しかし音声資料の公的資料化に向けた議論を具体的に進展させることはできなかった。この点については今後の課題として、継続的に研究活動を続けていきたいと考えている。

とはいえ、本研究を通してきわめて限定的な意味ではあるが、学術資料の公的活用は実質的に成し遂げられたとは言える。研究代表者が持参した音声資料を基礎として、新たなエスキモー・ダンスの曲が数曲創作されたのである。音声資料に記録されているのは、歌だけであるため、ダンスの振り付けは、全て新しく創作したものである。学術資料が文化遺産へと質的に意味付け直され、祖先とのコラボレーションという形で、村落社会の日常に再配置されたのである。

今後の課題としては、先住民村落社会にお

ける人と芸能のむすびつきのあり方を踏まえつつ、資料を利活用できる公共領域を押し広げていくことであると考える。

<引用文献>

Brown, Michel F., 1998, "Can Culture be copyrighted?", *Current Anthropology* 39(2):193-207.

Fienup-Riordan, Ann, 1996, "The Living Tradition of Yup'ik Masks: Agayuliyararput (Our way of making prayer)", University of Washington Press.

Fine-Dare, Kathleen S., 2002, "Grave Injustice: The American Indian Repatriation Movement and NAGPRA", University of Nebraska Press.

Howell, Robert G. and Roch Ripley, 2009 "The Interconnection of Intellectual Property and Cultural Property (Traditional knowledge)", in Catherine Bell and Robert K Paterson (eds.) *Protection of First Nations Cultural Heritage: Law, Policy and Reform*, pp. 223-246, Vancouver and Toronto: UBC Press.

谷本一之 1994「先住民族と音楽研究」『東洋音楽研究』59:86-91。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

(1) 久保田亮、「アラスカ先住民による漁労活動と気候変動の関係：ユーコン＝クスクウィムデルタの事例検討」、『第27回北方民族文化シンポジウム網走報告』：41-47、査読無、2013年。

〔学会発表〕(計1件)

(1) Ryo Kubota, "Dance Performance in Cross-Cultural Context: Cupik Dance in Japan", Alaska Anthropological Association 41st Annual Meeting, March 6 2014, Anchorage (USA).

〔図書〕(計2件)

(1) 高谷紀夫、沼崎一郎、川口幸大、上水流久彦、玉城毅、杉本敦、吉田香世子、二階堂裕子、渋谷努、松本尚之、久保田亮、「つながりの文化人類学」、東北大学出版会、2012年、Pp.297-333。

(2) 高倉浩樹、落合雪野、山口未花子、水谷裕佳、伊藤敦規、久保田亮、山崎幸治、「展示する人類学：日本と異文化をつなぐ対話」、昭和堂、Pp.145-166。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保田亮 (KUBOTA RYO)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：80466515